

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 2）

令和 2 年 2 月 18 日に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」を発出したところ、当該取扱いに関連して問い合わせがあったことについて、下記のとおりとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

記

Q 1 変更認定又は新規認定について、面会禁止となった施設や医療機関に入所等されている者から申請があった場合、どのように取り扱うべきか。

A 1 申請を受理し、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施するなどの対応をされたい。このとき、申請から認定まで 30 日を超える場合には、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条第 11 項ただし書きの「特別な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

Q 2 介護認定審査会の委員から、医療機関や介護福祉施設に勤務する者が一同に集まることは避けるべきではないかと申出があったが、介護認定審査会の開催は必ず対面で行わないといけないのか。

A 2 介護認定審査会の開催に当たっては、ICT 等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はない。
また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
担当者：佐々木、小林
T E L 03-5253-1111（内線 3945）
F A X 03-3595-4010
電子メール roukenkanintei@mh.lw.go.jp